

○宮崎大学地域資源創成学部外部評価委員会規程

平成28年4月4日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学地域資源創成学部（以下「学部という。」）における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育・研究・社会貢献・管理運営の水準の更なる向上を図るため、本学部に設置する宮崎大学地域資源創成学部外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価に関する事項
- (2) その他評価に関する事項

(組織等)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（目標・評価担当）
- (2) 学部長
- (3) 副学部長
- (4) 学長が指名した学部の教育研究評議会評議員
- (5) 学部長が委嘱する学外有識者（以下「学外委員」という。） 数人
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 学外委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該委員を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。